書　き　方

1　この届出書は、有価証券又は暗号資産について選定した評価方法の届出をする場合に提出するものです。

（注）　従来の評価方法（評価方法の届け出がなかったため、法定の評価方法によるべきこととされた場合を含みます。）を変更する場合には、この届出書ではなく「有価証券／暗号資産の評価方法の変更承認申請書」により変更の申請をしてください。

2　この届出書は、有価証券については、事業所得の基因となる有価証券を新たに取得した日又は従来取得している有価証券と種類が異なる有価証券を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。

暗号資産については、暗号資産を新たに取得した日(※)又は従来取得している暗号資産と種類が異なる暗号資産を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。

なお、暗号資産の取得には、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの仮想通貨以外の仮想通貨を取得する場合における取得は含まれません。

3　この届出書の標題及び本文の中の「有価証券／暗号資産」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消してください。

4　評価方法の選定は、有価証券又は暗号資産の種類ごとに行うことになっていますのでその種類ごとに評価方法を定めて、次により記載します。

(1)　「区分」欄には、有価証券について記載する場合は「有価証券」を、暗号資産について記載する場合は「暗号資産」を○で囲んでください。

(2)　「種類」欄には、新たに取得した有価証券又は暗号資産の種類を記載します。

①　有価証券の種類は、おおむね金融商品取引法第２条第１項第１号から第 21 号まで（第 17 号を除きます。）の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第１号から第９号まで及び第 12 号から第 16 号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

②　暗号資産の種類は、暗号資産の呼称等（ビットコインなど）を記載します。

(3)　「評価方法」欄には、総平均法又は移動平均法のうち、選定した評価方法を記載します。

(4)　「新たに取得した年月日」欄には、有価証券又は暗号資産を取得した年月日を記載します。